

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱

制 定 建建防第5518号 平成31年4月1日（局長決裁）
最近改正 建建防第4073号 令和7年4月1日（局長決裁）

（目的及び通則）

- 第1条 この要綱は、地震等の発生時に木造住宅等の倒壊により、市民の生命、財産に被害が生じることを未然に防ぐことを目的とし、その要因を取り除くための除却工事に要する費用を補助するにあたり必要な事項を定める。
- 2 本事業は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき定められた、横浜市耐震改修促進計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第6条第3項の規定に基づき定められた、横浜市空家等対策計画に基づき実施する。
- 3 補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
 - (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
 - (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
 - (4) 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日国住市第350号）
 - (5) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）（以下「規則」という。）
- 4 第16条に規定する除却工事に要する費用に係る領収書の写し、又は除却工事に要する費用に係る支出を証する書類（以下、「領収書等」という。）の提出により支出が、第5条第2項に規定する方法により算出された補助金の額により収入が把握できることから、規則第5条第2項に規定する補助事業等に係る収支予算書及び規則第14条第1項第2号に規定する補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書については、それぞれ規則第5条第3項及び第14条第4項の規定における必要がないと市長が認めるものとして取り扱うこととする。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 建築物 平成12年5月31日以前に建築確認を得て着工し、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行前に着工した部分の床面積の合計が、第6条第1項に規定する補助金交付申請書の提出日において、延べ面積の2分の1以上であることを、次の各号のいずれかの書類にて確認できるものとする。ただし、ウ及びエについては、ア及びイの書類の提出が困難な場合に限る。
 - ア 建築確認通知書の写し及び当該建築確認に係る検査済証の写し
 - イ 建築確認申請台帳記載証明書
 - ウ 建物の登記事項証明書（全部事項証明）
 - エ 固定資産税課税台帳記載事項証明書
 - (2) 住宅 一戸建てで、用途が住宅であるもの（店舗等の用途を兼ねる場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）をいう。

- (3) 旧耐震基準建築物 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行前に着工した部分の床面積の合計が、第6条第1項に規定する補助金交付申請書の提出日において、延べ面積の2分の1以上であることを、第1号アからエ各号のいずれかの書類にて確認できるものとする。ただし、第1号ウ及びエについては、第1号ア及びイの書類の提出が困難な場合に限る。
- (4) 新耐震基準建築物 第1号のうち、前号を除いた建築物。
- (5) 除却工事 第3条第1項に規定する補助対象建築物を全て除却することをいう。
- (6) 除却工事業者 木造住宅等の除却工事を補助金の交付を受けようとする者から請け負う事業者をいう。
- (7) 世帯員 第6条第1項に規定する補助金交付申請又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請を行った時点において、申請者と住居及び生計を共にする者又は単身赴任等により一時的に申請者と居住を共にしていないが、申請者と生計を一つとするものをいう。
- (8) 非課税世帯区分 第3条第1項に規定する補助対象建築物の所有者全員及びそれらの世帯員全員の住民税（道府県民税、都民税、市町村税及び特別区民税をいう。）が過去2年間非課税である場合の補助区分のことをいう。
- (9) 一般世帯区分 非課税世帯区分に該当しない場合の補助区分のことをいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象とする建築物（これに附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれかに該当する横浜市内のものとする。

- (1) 横浜市木造住宅耐震診断士認定要綱（平成7年10月11日制定）又は横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成10年4月1日制定。以下「診断要綱」という。）に基づく耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された住宅（診断要綱第2条第1項第2号又は同条第1項第3号ア、イ、ウに該当するものに限る。）
- (2) 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅における耐震診断について（技術的助言）」の、（別添）「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により調査した結果、倒壊の危険性があると判断された旧耐震基準建築物である住宅。
- (3) 第2条第1項第1号のうち、空家法第2条第2項に規定するもののうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあると認められる空家等（建築物本体に限る）（以下「倒壊等のおそれのある空家」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物は、同項各号に掲げる補助対象建築物から除く。

- (1) 既に「横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成28年4月1日制定・建建防第5025号）」、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業実施要綱（平成18年7月31日廃止）」、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成18年7月20日制定・まち住計第583号）」又は「横浜市木造住宅一部耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日廃止）」に基づき補助金の交付を受けたもの、その他過去に国又は地方公共団体等から補助金又は助成金等の交付を受けて耐震改修工事を実施したもの
- (2) 第7条第1項に規定する補助金交付決定を受けて実施する除却工事に要する費用に対して、この要綱に基づき交付される補助金を除く、国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の

交付を受けようとするもの

- (3) 敷地が耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき定められた横浜市耐震改修促進計画に記載された道路に接し、かつ、通行障害既存耐震不適格建築物（同法律第5条第3項第2号の規定による。）に該当するもの
- (4) 横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日制定・都地ま第2674号）第3条に規定する当該事業の対象地域内の建築物
- (5) 空家法第22条第2項に規定する勧告を受けた倒壊等のおそれのある空家

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者（法人を除く。）であること。
- (2) 補助対象建築物の所有者全員の分の、過去2年間分（申請日の属する年度の前年度及び前々年度の2か年分）の補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税の滞納がないこと。

（補助の内容）

第5条 市長は、補助対象者に対し、当該補助対象者が実施する補助対象建築物の除却工事に要する費用（当該除却工事に係る工事監理費を除く。以下同じ。）を補助することができる。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

2 前項の補助金の額は、次の各号のうちいずれか低い額を限度とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

- (1) 次のうちいずれか低い額に3分の1を乗じて得た額

ア 補助対象建築物の除却工事に要する費用

イ 補助対象建築物の延べ面積1平方メートルあたり21,100円を乗じて得た額

- (2) 別表に定める補助上限額

3 前項第1号の除却工事に要する費用は、補助対象者が市に提出した見積書のうち、最も低い金額の見積書の費用とする。

（補助金交付申請）

第6条 前条第1項に規定する補助金の交付を受け、除却工事を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（第24条第1項に規定する市内事業者が作成したもの。100万円以上の場合は2者以上。）
- (2) 見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類
- (3) 見積書の徴収の相手方が建設業法別表第一に掲げる解体工事業等の許可を有していることを証する書類
- (4) 建築年次が確認できる書類（建築確認通知書若しくは建築確認申請台帳記載証明書の写し、又は登記簿謄本若しくは固定資産税課税台帳登録事項証明書、その他市長が求める書類）
- (5) 求積の根拠となる書類（建築確認通知書若しくは建築確認申請台帳記載証明書の写し、又は登

記簿謄本若しくは固定資産税課税台帳登録事項証明書、その他市長が求める書類)

(6) 現況写真

(7) 建築物の所有権が確認できる書類（登記簿謄本等）

(8) 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

(9) 第3条第1項第1号から第3号のいずれかに該当することを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、第1項各号に掲げる必要書類に加え、場合により、以下に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 関係権利者同意書（第2号様式）（建築物の所有者が複数である場合）

(2) 非課税世帯区分を証する書類（課税（非課税）証明書、住民票、世帯員確認届出書（第3号様式））（世帯区分が非課税世帯区分の場合）

3 課税（非課税）証明書は第6条第1項に規定する補助金交付申請又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請の申請日より、以下のように取り扱う。

(1) 申請日が1月1日から6月30日までの場合

申請日の属する年の2年前及び3年前の2年間の証明書

(2) 申請日が7月1日から12月31日までの場合

申請日の属する年の1年前及び2年前の2年間の証明書

4 第1項に規定する補助金交付申請を行った申請者は、次条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、当該申請に係る除却工事の実施に係る除却工事業者との契約の締結及び当該除却工事に着手してはならない。ただし、第9条第1項に規定する全体設計承認を受けている場合で、かつ、同条第3項の規定により前項に規定する補助金の交付申請を行った場合には、この限りでない。

5 補助対象者に該当する者が複数人いる場合は、当該補助対象者のうち1名を申請者とする。ただし、補助対象建築物に所有者の異なる住戸が複数ある場合は、当該各住戸につき補助対象者に該当する者1名ずつを申請者とし、連名で第1項に規定する補助金交付申請を行うものとする。

（補助金交付決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査等し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第5号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請を受理した日の翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する補助金交付決定ができないときは、補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第5号様式）をもって当該申請者に通知することができる。

(1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2) 申請者又は除却工事業者から提出された書類等により、次に掲げる事項を確認できない場合

- ア 当該申請に係る申請者が補助対象者に該当すること。
- イ 当該申請に係る建築物が補助対象建築物に該当すること。
- ウ 当該申請に係る除却工事に要する費用が適正であること。

5 前2項に規定する通知を受けた申請者が改めて第5条第1項の規定による補助金の交付を受け、当該補助金の交付に係る除却工事を実施しようとする場合は、前条第1項に規定する補助金交付申請を再度行わなければならない。

(全体設計承認申請)

第8条 第6条第1項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する補助金の交付を受け、かつ、2か年度以上にわたり当該補助金の交付に係る除却工事を実施しようとする者は、全体設計承認申請書（第6号様式）に第6条第1項及び第2項に定める書類を添えて市長に提出し、当該除却工事に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。

2 第1項に規定する全体設計の承認申請を行った申請者は、次条第1項の規定により全体設計の承認を受ける前に、当該申請に係る除却工事の実施に係る除却工事業者との契約の締結及び当該除却工事の着手をしてはならない。

3 補助対象者に該当する者が複数人いる場合は、当該補助対象者のうち1名を申請者とする。ただし、補助対象建築物に所有者の異なる住戸が複数ある場合は、当該各住戸につき補助対象者に該当する者1名ずつを申請者とし、連名で第1項に規定する全体設計承認申請を行うものとする。

(全体設計承認)

第9条 市長は、前条第1項に規定する全体設計承認申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、全体設計の承認又は不承認を決定し、全体設計承認・不承認通知書（第7号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により全体設計の承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付することができる。

3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた除却工事に要する費用について、第5条第1項に規定する補助金を受けようとする年度（当該承認を受けた年度を除く。）の初日（当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該年度予算の成立日）に、第6条第1項の規定による当該年度までの出来高に応じた補助金の交付申請を行わなければならない。

4 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた年度に、第5条に規定する補助金を受けようとする場合は、当該承認後速やかに、第6条第1項の規定により、当該年度の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。

5 市長は、前条第1項に規定する全体設計承認申請を受理した日の翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する全体設計承認ができないときは、不承認とすることを決定し、全体設計承認・不承認通知書（第7号様式）をもって当該申請者に通知することができる。

(1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2) 申請者又は除却工事業者から提出された書類等により、次に掲げる事項を確認できない場合

- ア 当該申請に係る申請者が補助対象者に該当すること。
- イ 当該申請に係る建築物が補助対象建築物に該当すること。
- ウ 当該申請に係る除却工事に要する費用が適正であること。

(権利の譲渡禁止及び一般承継)

第10条 申請者は、この要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が死亡した場合で、当該申請者が行った第6条第1項に規定する補助金交付申請又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請に係る補助対象建築物の相続人が補助対象者に該当するときは、当該相続人が当該申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を承継することができる。
- 3 前項の規定により補助金交付を受ける権利を承継し、申請者となる者は、地位の一般承継届出書(第8号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(除却工事の着手)

第11条 申請者は、第7条第1項の規定による交付の決定(第9条第3項の規定により、第6条第1項に規定する補助金交付申請を行った場合、当該申請に基づく補助金の交付決定を除く。)又は第9条第1項の承認の通知(第9条第4項の規定による全体設計承認通知を受けた年度に補助金の交付の申請を行う場合を除く。)を受けた後、速やかに除却工事業者と除却工事に係る契約を締結するものとする。

- 2 申請者は、除却工事に着手した後、速やかに着手届(第9号様式)に必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定による全体設計承認通知を受けている場合は、当該承認を受けた年度の最終日までに着手し、着手届(第9号様式)に必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請の内容変更)

第12条 申請者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後又は第2項に規定する補助金交付変更決定通知を受けた後、事情により第6条第1項の規定による補助金交付申請の内容を変更(第5項各号に掲げる軽微な変更のみのものを除く。)する場合は、速やかに事業内容変更申請書(第10号様式)に必要書類等を添えて市長に提出し、補助金交付変更申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付変更申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の変更決定をしたときは、補助金交付変更決定通知書(第11号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金交付の変更決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金交付変更決定について条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(第5号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 5 申請者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後又は第2項に規定する補助金交

付変更決定通知を受けた後、事情により第6条第1項の規定による補助金交付申請の内容に次の各号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第12号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が他の申請書類等の内容から変更事項を確認でき、当該報告書の提出を不要と認める場合は、この限りではない。

(1) 除却工事業者の名称、代表者又は所在地の変更

(2) 除却工事に要する費用に適用される消費税率のみの変更（補助金額の変更のないものに限る。）

(3) 次のいずれにも該当しない変更のうち、市長が軽微な変更と認めるもの

ア 補助金交付申請額の増額

イ 除却工事業者の変更

6 申請者は、第1項の規定による補助金交付変更申請又は前項の規定による補助金交付申請に係る変更報告により、第11条第1項又は第2項の規定により行った除却工事に係る契約に変更が必要となった場合、当該変更申請に係る補助金交付変更決定通知を受けた後又は当該変更報告書の提出後、速やかに除却工事業者と当該変更に係る契約を締結し、当該契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（全体設計承認申請の内容変更）

第13条 申請者は、第9条第1項の規定による全体設計承認を受けた後、事情により第8条第1項の規定による全体設計の承認申請の内容を変更（前条第5項各号に掲げる軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第10号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、全体設計の変更の承認を申請しなければならない。ただし、併せて第12条第1項の規定に基づく補助金交付変更申請を要する場合、当該補助金交付変更申請と同時にこの規定に基づく全体設計の変更の承認申請があったものとみなし、この規定に基づく事業内容変更申請書（第10号様式）及び必要書類等の提出を要しないものとする。

2 市長は、前項に規定する事業内容変更申請書（第10号様式）を受理したときは、当該申請の内容を審査し、全体設計の変更を承認又は不承認を決定した場合は、全体設計変更承認・不承認通知書（第13号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により全体設計変更承認を通知する場合において、必要があるときは当該全体設計変更承認について条件を付することができる。

4 申請者は、第9条第1項の規定による全体設計承認を受けた後、事情により第8条第1項の規定による全体設計の承認申請の内容に前条第5項各号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第12号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が他の申請書類等の内容から変更事項を確認でき、当該報告書の提出を不要と認める場合は、この限りではない。

5 申請者は、第1項の規定による全体設計変更承認申請又は前項の規定による全体設計承認申請に係る変更報告により、第11条第1項又は第2項の規定により行った除却工事に係る契約に変更が必要となった場合、当該変更申請に係る全体設計変更承認通知を受けた後又は当該変更報告書の提出後速やかに除却工事業者と当該変更に係る契約を締結し、当該契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（除却工事に係る事業の完了期日の変更）

第14条 申請者は、第7条第1項に規定する補助金交付決定通知、第9条第1項に規定する全体設計承認通知、第12条第2項に規定する補助金交付変更決定通知又は第13条第2項に規定する全体設計変更承認通知に係る除却工事に係る事業が、当該通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに事業内容変更報告書（第12号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、除却工事に係る事業の実施期間の延長期間が1か月を超えない場合は、完了期日の変更報告を要しない。

（取下げ、取止め）

第15条 申請者は、第6条第1項の規定による補助金交付申請又は第8条第1項の規定による全体設計承認申請を行った後、かつ、第7条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、事情により当該申請に係る除却工事に係る事業を取り止め又は取り下げるときは、速やかに除却工事計画取止め・取下げ届（第14号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後に、事情により当該決定に係る除却工事に係る事業を取り止めるときは、除却工事取止め承認申請書（第15号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適切であると認めた場合には、当該除却工事の取り止めを承認し、除却工事取止め承認通知書（第16号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（実績報告及び完了検査等）

第16条 申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに完了実績報告書（第17号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、第7条第1項に規定する補助金の交付の決定に係る除却工事の実績報告をしなければならない。

(1) 除却工事完了後の写真

(2) 領収書等。ただし、完了実績報告書の提出日において支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書等を提出するものとする。

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査等し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書（第18号様式）をもって通知するものとする。

3 市長は、前項の審査等において、当該報告に係る除却工事の実施状況に係る書類等を申請者及び除却工事業者に請求することができる。

4 市長は、第1項に規定する実績報告を受けた場合において、当該報告の内容が、第7条第1項に規定する補助金交付決定、第12条第2項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講じるよう申請者又は除却工事業者に指示することができる。

（補助金の請求）

第17条 前条第2項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（第19号様式）を市長に提出し、補助金の請求を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金請求書（第19号様式）を受理したときは、当該請求の内容を審査し、速やかに補助金を交付することとする。

（補助金交付決定又は全体設計承認の取消し）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項に規定する補助金交付決定、第9条第1項に規定する全体設計承認、第12条第2項に規定する補助金交付変更決定又は第13条第2項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が虚偽の申請その他の不正な行為を行ったとき

(2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき

(3) 申請者が、第7条第1項に規定する補助金交付決定、第9条第1項に規定する全体設計承認、第12条第2項に規定する補助金交付変更決定若しくは第13条第2項に規定する全体設計変更承認の内容又は当該決定若しくは承認に付した条件に対して違反し、かつ、第22条第2項に規定する是正のための市長の指示に応じないとき

(4) 申請者又は除却工事業者が、第16条第5項に規定する市長の指示に従わないとき

(5) 申請者が、第16条第1項に規定する完了実績報告書を提出せず、かつ、市長が、第7条第1項に規定する補助金交付決定又は第12条第2項に規定する補助金交付変更決定を行った年度内に第16条第2項に規定による補助金の額の確定を行うことができないとき

(6) 申請者が、この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき

(7) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により、第7条第1項に規定する補助金交付決定、第12条第2項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定の全部若しくは一部を取り消したときは、その理由を付して、補助金交付決定取消通知書（第20号様式）により申請者に通知することとする。

3 市長は、第1項の規定により、第9条第1項に規定する全体設計承認、第13条第2項に規定する全体設計変更承認の内容又は当該承認の全部若しくは一部を取り消したときは、その理由を付して、全体設計承認取消通知書（第21号様式）により申請者に通知することとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定又は補助金交付変更決定を取り消した場合において、当該決定に係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該補助金の交付を受けた者にその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合で、当該補助金が国庫補助金又は神奈川県補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに国又は神奈川県へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

3 市長は、第9条第4項の規定に基づき全体設計承認を受け、当該年度の事業の出来高に係る補助金を受けていた場合で、かつ、当該年度の翌年度以降に第15条第2項の規定に基づき除却工事取止め承認申請書（第15号様式）の提出がなされ、第15条第3項の規定に基づく除却工事取止め承認通

知書（第16号様式）をもって当該申請者に通知したときは、当該年度の出来高に係る補助金の交付を受けた者にその返還を命じることができる。

（指示又は助言）

第20条 市長は、除却工事に係る事業の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示し又は必要な助言等を行うことができる。

（調査及び遂行指示）

第21条 申請者及び除却工事業者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査の結果、第7条第1項に規定する補助金交付決定、第9条第1項に規定する全体設計承認、第12条第2項に規定する補助金交付変更決定若しくは第13条第2項に規定する全体設計変更承認の内容又は当該決定若しくは承認に付した条件に従って除却工事に係る事業が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に当該事業を遂行するよう申請者及び除却工事業者に指示することができる。

（実施の範囲）

第22条 市長は、本事業を実施する年度の予算の範囲内で本事業を行うものとし、当該年度ごとに、第6条第1項に規定する補助金交付申請又は第8条第1項の規定による全体設計承認申請の受付の期間及び件数並びに第16条第1項に規定する完了実績報告書（第17号様式）の提出期限等を定めることができる。

（入札又は見積書の徴収及び除却工事業者の要件）

第23条 申請者は、補助事業に係る工事の請負契約を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの除却工事業者で、かつ、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。以下同じ。）により入札を行い、又は1者以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

(1) 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に該当する者

(2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、1件の金額が100万円以上となる工事の請負契約を行う場合は、2者以上の市内事業者から入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

3 前項の規定より行った入札又は見積書の徴収の結果、見積額が最も低い除却工事業者と契約することとする。

（関係書類の保存）

第24条 申請者は、この要綱に係る関係書類を事業の完了後10年間保存しなければならない。

附 則（建建防第5518号 平成31年4月1日）
（施行期日）

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則（建建防第4233号 令和2年4月1日）
（施行期日）

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則（建建防第1720号 令和2年9月15日）
（施行期日）

この要綱は令和2年9月15日から施行する。

附 則（建建防第4713号 令和3年3月31日）
（施行期日）

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則（建建防第3135号 令和4年3月31日）
（施行期日）

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年3月31日までに、第6条第1項に規定する補助金交付申請書又は第8条1項に規定する全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第3条1項1号の規定については、従前の要綱の第3条1項1号の規定を適用することとする。

附 則（建建防第2946号 令和6年1月4日）
（施行期日）

1 この要綱は令和6年1月4日から施行する。

附 則（建建防第3425号 令和6年3月27日）
（施行期日）

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則（建建防第4073号 令和7年4月1日）
（施行期日）

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表

		世帯区分	補助上限額
(1)	旧耐震基準建築物	—	500,000円

(2)	新耐震基準建築物	一般世帯区分	200,000円
		非課税世帯区分	400,000円

横浜市住宅除却補助事業 年度 補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 〒
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けて、次の建築物の除却工事を実施したため、必要書類を添えて、当該除却工事に係る補助金の交付申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

1 申請時必要添付書類（全体設計の承認を受けた場合は、(I)～(II)の添付を省略できます。）

添 付 書 類	(1) 見積書（市内事業者が作成したもの。100 万円以上の場合は 2 者以上。） (2) 見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 (3) 見積書の徴収の相手方が建設業法別表第一に掲げる解体工事業等の許可を有していることを証する書類 (4) 建築年次が確認できる書類 (5) 求積の根拠となる書類 (6) 現況写真 (7) 建築物の所有権が確認できる書類 (8) 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税の滞納がないことが確認できる書類 (9) 補助対象となる建築物に該当することを証明する書類 (10) 関係権利者同意書 (11) 過去 2 年間世帯員全員が非課税世帯であることを証する書類 (12) その他市長が必要と認める書類
------------------	---

2 補助対象となる建築物に該当することの確認方法（いずれかに○をし、該当する必要添付書類を添付）

いずれかに○	確認方法	必要添付書類 （上記添付書類(9)）	対象
○	第 1 号 診断要綱に基づく耐震診断の結果耐震性が確保されていないと判定	耐震診断結果報告書	平成 12 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した、2 階建て以下の木造在来軸組構法の住宅
○	第 2 号 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による調査の結果、倒壊の危険性があると判断	耐震診断調査票	昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した、3 階建て以下の木造住宅
○	第 3 号 倒壊等のおそれのある空家への認定	認定されたことが分かる書類	平成 12 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した空家

第 1 号様式 第 2 面 (第 6 条第 1 項関係)

3 建築物概要

所在地	(地番表示) 区	
構造及び規模	造 階建て	
新築年次	大 ・ 昭 年 ・ 平	根拠 (いずれかにレ点) ☐ 建築確認通知書 (建築計画概要書) ☐ 台帳記載証明書 ☐ 登記簿謄本 (建物) ☐ 固定資産税課税台帳登録事項証明書 ☐ その他市長が認める書類
延べ面積	合計 _____ m ² <面積内訳> ①昭和 56 年 5 月以前に建築された面積 _____ m ² ②昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月に建築された面積 _____ m ² ③平成 12 年 6 月以降に建築された面積 _____ m ²	根拠 (いずれかにレ点) ☐ 建築確認通知書 (建築計画概要書) ☐ 台帳記載証明書 ☐ 登記簿謄本 (建物) ☐ 固定資産税課税台帳登録事項証明書 ☐ その他市長が認める書類
所有者氏名		

4 補助区分 (いずれかに○)

いずれかに○	面積	世帯区分	補助上限額
	3 ①の面積が合計の 1/2 以上である	—	500,000 円
	3 ①の面積が合計の 1/2 以下、かつ、3 ③の面積が合計の 1/2 以下	一般世帯区分	200,000 円
		非課税世帯区分※	400,000 円

※非課税世帯とは、補助対象建築物の所有者全員及びそれらの世帯員全員の住民税が過去 2 年間非課税である世帯のこと。

5 補助金申請額

補助金申請額	円
--------	---

※交付決定額は交付申請額と異なる場合があります。
 ※交付決定額は、以下の表より市で算出し、決定します。

補助金額算定方法

以下のうち、最も低い額が補助金額となります。

面積限度額	延べ面積 (m ²) × 21,100 (円/m ²) × 1/3
補助対象工事費	見積書から算出される補助対象工事費 × 1/3
補助上限額	「4 補助区分」のとおり

第 1 号様式 第 3 面（第 6 条第 1 項関係）（全体設計の承認を受けた場合は、第 3 面の添付を省略できます。）

6 除却工事業者

名 称（個人事業者は個人名も記入）	
役職・代表者名（法人のみ）	
本店（主たる事務所）の所在地	
電話番号・FAX 番号	
その他連絡先 （名称・所在地・電話番号・FAX 番号）	

7 除却工事に係る事業の実施期間

事業の着手予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

第2号様式（第6条第2項第1号関係）

横浜市住宅除却補助事業
関係権利者同意書

年 月 日

横浜市長

同意者 住 所
氏 名
電 話

私が所有する以下の所在地に存する住宅について、申請者が横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請等の手続き及び工事等を行うことに同意します。

申請者	住所	
	氏名	
住宅の所在地		

横浜市住宅除却補助事業

世帯員確認届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市長

届出者（申請者）

〒
住 所

氏 名

電 話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第6条第3項第2号の規定により、補助金交付申請又は要綱第8条第1項の規定による全体設計承認申請に係る次の建築物の所有者の世帯員について、次のように届け出ます。

なお、以下の記載事項について事実と相違ありません。また、記載事項について市長が調査及び照会を行う場合は、調査及び照会に協力することを了承します。

1 建築物概要

所在地（地番表示）	
構 造 及 び 規 模	造 階建

2 1の建築物の所有者

（※1 所有者が複数人居る場合は、申請者以外の所有者全員からの関係権利者同意書の提出が必要です。）

（※2 所有者が6人以上いる場合は、所有者全員の持分割合が確認できるまで様式1の提出が必要です。）

所有者氏名	持分割合
	分の
	分の
	分の
	分の
	分の

第3号様式 第2面（第6条第2項第2号関係）

3 要綱第6条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第8条第1項の規定による全体設計承認申請の時点で、2の者とその世帯を構成する世帯員全員

（※ 所有者と世帯を構成する者が居る場合は世帯員全員から課税（非課税）証明書及び住民票の写しの提出が必要です。）

所有者氏名	所有者と世帯を構成する者の人数	住民票の写しの提出
	名	☐ 済 ☐ 未
	名	☐ 済 ☐ 未
	名	☐ 済 ☐ 未
	名	☐ 済 ☐ 未
	名	☐ 済 ☐ 未

4 2の者と生計を一つとする者（単身赴任等）（該当に○）

	有
	無

（※有の場合は以下にその者を記入してください。課税（非課税）証明書及び住民票の写しの提出が必要です。）

所有者氏名	生計を共にする者の氏名	申請者との関係

5 要綱第6条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第8条第1項の規定による全体設計承認申請の前3か月以内に、2の者の居住地から住民票を異動させた者

	有
	無

（※ 有の場合は以下にその者を記入してください。）

氏名	異動年月日	異動理由（※差し支えない範囲で記入してください。）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業 年度 補助金交付決定通知書

年 月 日に横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により申請がありました除却工事の費用に係る補助金の交付については、同要綱第 7 条第 1 項の規定により次のとおり交付を決定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助対象建築物及び補助金交付予定額

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構 造 及 び 規 模	造 階建て
	所 有 者 氏 名	
補 助 金 交 付 予 定 額		円

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この通知後速やかに市に提出した見積書の見積額が最も低い除却工事業者と除却工事に係る契約を締結し、除却工事業者は除却工事に着手すること。また、除却工事に着手した後、速やかに着手届（第 9 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に除却工事に係る全体設計承認を受けて、除却工事に着手している場合は、引き続き、除却工事を適正に遂行すること。）
- (3) この補助金交付決定を受けた年度内、かつ、市長が要綱第 22 条の規定により定める期間内に完了実績報告書（第 17 号様式）を提出し、要綱第 16 条第 2 項に規定する補助金額の確定を受けること。
- (4) この除却工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの除却工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この補助金交付申請の内容を変更する場合、又は、除却工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (6) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (7) この除却工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 21 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (8) この要綱に係る関係書類を事業の完了後 10 年間保存しなければならない。

（A 4）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市住宅除却補助事業
年度 補助金不交付決定通知書**

年 月 日に横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請がありました、次の建築物の除却工事の費用に係る補助金の交付については、次の理由により、同要綱第7条第3項、第4項又は第12条第4項の規定により不交付を決定しましたので、通知します。

No. _____

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
不交付決定をした理由		

横浜市住宅除却補助事業 全体設計承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により、除却工事に係る全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

1 申請時必要添付書類

添付書類	(1) 見積書（市内事業者が作成したもの。100万円以上の場合は2者以上。） (2) 見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 (3) 見積書の徴収の相手方が建設業法別表第一に掲げる解体工事業等の許可を有していることを証する書類 (4) 建築年次が確認できる書類 (5) 求積の根拠となる書類 (6) 現況写真 (7) 建築物の所有権が確認できる書類 (8) 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税の滞納がないことが確認できる書類 (9) 補助対象となる建築物に該当することを証明する書類 (10) 関係権利者同意書 (11) 過去2年間世帯員全員が非課税世帯であることを証する書類 (12) その他市長が必要と認める書類
------	--

2 補助対象となる建築物に該当することの確認方法（いずれかに○をし、該当する必要添付書類を添付）

いずれかに○	確認方法	必要添付書類 （上記添付書類(9)）	対象
	第1号 診断要綱に基づく耐震診断の結果耐震性が確保されていないと判定	耐震診断結果報告書	平成12年5月31日以前に新築の工事に着手した、2階建て以下の木造在来軸組構法の住宅
	第2号 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による調査の結果、倒壊の危険性があると判断	耐震診断調査票	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した、3階建て以下の木造住宅
	第3号 倒壊等のおそれのある空家への認定	認定されたことが分かる書類	平成12年5月31日以前に新築の工事に着手した空家

第6号様式 第2面 (第8条第1項関係)

3 建築物概要

所在地	(地番表示) 区	
構造及び規模	造 階建て	
新築年次	大・昭・平 年	根拠 (いずれかにレ点) ☐ 建築確認通知書 (建築計画概要書) ☐ 台帳記載証明書 ☐ 登記簿謄本 (建物) ☐ 固定資産税課税台帳登録事項証明書 ☐ その他市長が認める書類
延べ面積	合計 _____ m ² <面積内訳> ①昭和56年5月以前に建築された面積 _____ m ² ②昭和56年6月～平成12年5月に建築された面積 _____ m ² ③平成12年6月以降に建築された面積 _____ m ²	根拠 (いずれかにレ点) ☐ 建築確認通知書 (建築計画概要書) ☐ 台帳記載証明書 ☐ 登記簿謄本 (建物) ☐ 固定資産税課税台帳登録事項証明書 ☐ その他市長が認める書類
所有者氏名		

4 補助区分 (いずれかに○)

いずれかに○	面積	世帯区分	補助上限額
	3①の面積が合計の1/2以上である	—	500,000円
	3①の面積が合計の1/2以下、かつ、3③の面積が合計の1/2以下	一般世帯区分	200,000円
		非課税世帯区分※	400,000円

※非課税世帯とは、補助対象建築物の所有者全員及びそれらの世帯員全員の住民税が過去2年間非課税である世帯のこと。

5 補助金申請額

補助金申請額	円
--------	---

※交付決定額は交付申請額と異なる場合があります。
 ※交付決定額は、以下の表より市で算出し、決定します。

補助金額算定方法

以下のうち、最も低い額が補助金額となります。

面積限度額	延べ面積 (m ²) × 21,100 (円/m ²) × 1/3
補助対象工事費	見積書から算出される補助対象工事費 × 1/3
補助上限額	「4 補助区分」のとおり

第 6 号様式 第 3 面（第 8 条第 1 項関係）

6 除却工事業者

名 称（個人事業者は個人名も記入）	
役職・代表者名（法人のみ）	
本店（主たる事務所）の所在地	
電話番号・FAX 番号	
その他連絡先 （名称・所在地・電話番号・FAX 番号）	

7 除却工事に係る事業の実施期間

事業の着手予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

（ A 4 ）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業 全体設計承認・不承認通知書

年 月 日に横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により提出がありました除却工事に係る全体設計の承認について、同要綱第9条第1項及び第5項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助対象建築物及び承認・不承認

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構 造 及 び 規 模	造 階建て
	所 有 者 氏 名	
全 体 設 計 の 承 認		☐ 承認 ☐ 不承認
不 承 認 通 知 を し た 理 由		

2 承認の場合の承認条件

- (1) 横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱（以下、単に「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この承認を受けた除却工事に係る費用について、第5条第1項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に第6条第1項の規定により、当該年度までの除却工事の出来高に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、第5条第1項に規定する補助金を受けようとする場合は当該承認後速やかに、第6条第1項の規定により、当該年度までの除却工事の出来高に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (4) この通知後速やかに市に提出した見積書の見積額が最も低い除却工事業者と除却工事に係る契約を締結し、除却工事業者は除却工事に着手すること。また、除却工事に着手した後、速やかに着手届（第9号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。
- (5) この除却工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの除却工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) この全体設計承認の内容を変更する場合、又は、耐震改修工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (8) この除却工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第21条第1項の規定により、これに協力しなければならない。
- (9) この要綱に係る関係書類を事業の完了後10年間保存しなければならない。
- (10) この通知は除却工事に係る全体設計の承認であって、除却の費用に係る補助金の交付を確約するものではありません。

（A 4）

横浜市住宅除却補助事業
地位の一般承継届出書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者（承継人） 千
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱に規定する次の建築物の除却工事に係る申請について、申請者（被承継人）が亡くなったため、当該申請者の地位を承継しますので、必要書類を添えて届け出ます。

申 請 番 号		
建 築 物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	
	所有者氏名	前
		後
被 承 継 人 氏 名 （変更前の申請者氏名）		
承 継 人 氏 名 （変更後の申請者氏名）		

横浜市住宅除却補助事業 着手届

年 月 日

（提出先）
横浜市長

届出者（申請者） 千
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第9条第1項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、当該除却工事に着手しましたので、同要綱第11条第3項及び第4項の規定により、必要書類を添えて着手届を提出します。

No. _____

1 補助対象建築物

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定 通知書番号		年 月 日 第 号
全体設計（変更）承認 ・不承認通知書番号		年 月 日 第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 除却工事に係る事業の実施期間

事業の着手年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

※工事契約書に記載の実施期間と同日としてください。

横浜市住宅除却補助事業
年度 事業内容変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 千
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定又は同要綱第 9 条第 1 項の規定による全体設計承認通知を受けた次の建築物について、当該決定に係る補助金交付申請の内容を変更したいので、同要綱第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて、事業内容の変更申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

事業内容、補助対象建築物及び申請の変更内容等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定 通知書番号		年 月 日 第 号
全体設計（変更）承認 ・不承認通知書番号		年 月 日 第 号
事業内容の 変更の概要		
変更後の補助金 申請（又は）予定額		, 0 0 0 円

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

（備考）補助金交付申請書（第 1 号様式）又は全体設計承認申請書（第 6 号様式）及び当該申請書の添付書類のうち変更となったものを添付してください。

（A 4）

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業 年度 補助金交付変更決定通知書

年 月 日に横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により変更申請がありました除却工事の費用に係る補助金の交付については、同要綱第 12 条第 2 項の規定により次のとおり交付の変更を決定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助対象建築物及び補助金交付予定額

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構 造 及 び 規 模	造 階建て
	所 有 者 氏 名	
既 に 交 付 済 み の 補 助 金 交 付（変 更）決 定 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号
補助金交付予定額（変更後）		円

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱（以下、単に「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この通知後速やかに市に提出した見積書の見積額が最も低い除却工事業者と除却工事に係る契約を締結し、除却工事業者は除却工事に着手すること。また、除却工事に着手した後、速やかに着手届（第 9 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に除却工事に係る補助金交付決定又は全体設計承認を受けて、除却工事に着手している場合は、引き続き、除却工事を適正に遂行すること。）
- (3) この補助金交付変更申請の内容により変更契約が必要な場合は、速やかに除却工事業者と除却工事に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出すること。
- (4) この補助金交付決定を受けた年度内、かつ、市長が要綱第 22 条の規定により定める期間内に完了実績報告書（第 17 号様式）を提出し、要綱第 16 条第 2 項に規定する補助金額の確定を受けること。
- (5) この除却工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの除却工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) この補助金交付申請の内容を変更する場合、又は、除却工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (8) この除却工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 21 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (9) この要綱に係る関係書類を事業の完了後 10 年間保存しなければならない。

横浜市住宅除却補助事業
年度 事業内容変更報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

報告者（申請者） 千
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定又は同要綱第 9 条第 1 項の規定による全体設計承認通知を受けた次の建築物について、当該決定に係る補助金交付申請の内容に軽微な変更が生じたので、同付要綱第 12 条第 5 項又は第 13 条第 4 項の規定により、必要書類を添えて報告します。

No. _____

事業内容、補助対象建築物及び申請の変更内容等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定 通知書番号		年 月 日 第 号
全体設計（変更）承認 ・不承認通知書番号		年 月 日 第 号
事業内容の 変更の概要		

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

（備考）補助金交付申請書（第 1 号様式）又は全体設計承認申請書（第 6 号様式）及び当該申請書の添付書類のうち変更となったものを添付してください。

（A 4）

第 月 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業 全体設計変更承認・不承認通知書

年 月 日に横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により変更申請がありました除却工事に係る全体設計については、同要綱第 13 条第 2 項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助対象建築物及び承認・不承認

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構 造 及 び 規 模	造 階建て
	所 有 者 氏 名	
既に交付済みの全体設計（変更）承認・不承認通知書番号		年 月 日 第 号
全 体 設 計 の 承 認		☐ 承認 ☐ 不承認
不 承 認 通 知 を し た 理 由		

2 承認の場合の承認条件

- 横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱（以下、単に「要綱」という。）を遵守すること。
- この承認を受けた除却工事に係る費用について、第 5 条第 1 項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に第 6 条第 1 項の規定により、当該年度までの除却工事の出来高に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- この承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、第 5 条第 1 項に規定する補助金を受けようとする場合は当該承認後速やかに、第 6 条第 1 項の規定により、当該年度までの除却工事の出来高に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- この通知後速やかに市に提出した見積書の見積額が最も低い除却工事業者と除却工事に係る契約を締結し、除却工事業者は除却工事に着手すること。また、除却工事に着手した後、速やかに着手届（第 9 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に除却工事に係る全体設計承認を受けて、除却工事に着手している場合は、引き続き、除却工事を適正に遂行すること。）
- この除却工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの除却工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- この全体設計承認の内容を変更する場合、又は、除却工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- この除却工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 21 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。
- この要綱に係る関係書類を事業の完了後 10 年間保存しなければならない。
- 第 2 号の承認条件に関わらず、この通知は除却工事に係る全体設計の承認であって、除却工事の費用に係る補助金の交付を確約するものではありません。

（A 4）

**横浜市住宅除却補助事業
除却工事計画取止め・取下げ届**

年 月 日

（届出先）
横浜市長

報告者（申請者） 千
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱に基づき、申請しました除却工事計画を取止め・取下げますので、同要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

No. _____

1 補助対象建築物等 及び 取止め・取下げの理由等

建築物	所在地（地番表示）	
	構 造 及 び 規 模	造 階建て
	所 有 者 氏 名	
補 助 金 交 付 （ 変 更 ） 申 請 日		年 月 日
全 体 設 計 （ 変 更 ） 承 認 申 請 日		年 月 日
全 体 設 計 （ 変 更 ） 承 認 ・ 不 承 認 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号
取 止 め ・ 取 下 げ の 理 由		

※補助金交付（変更）申請日、全体設計（変更）承認申請日及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 添付書類

- (1) 次に掲げる通知書のうち、交付をうけたもの（原本）
- ア 横浜市住宅除却補助事業 全体設計承認・不承認通知書（第 7 号様式）
 - イ 横浜市住宅除却補助事業 全体設計変更承認・不承認通知書（第 13 号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

横浜市住宅除却補助事業 除却工事取止め承認申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

報告者（申請者） 干

住所

氏名

電話 ()

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた次の建築物の除却工事に係る事業を、事情により取止めますので、同要綱第 15 条第 2 項の規定により、必要書類を添えて、除却工事に係る事業の取止めの承認を申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

1 補助金の交付決定を受けた建築物等 及び 除却工事取止め理由等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造 及 び 規 模	造 階建て
	所 有 者 氏 名	
補助金交付（変更）決定 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号
全 体 設 計（変 更）承 認 ・ 不 承 認 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号
中止（又は取止め）の理由		

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 添付書類

(1) 次に掲げる通知書のうち、交付をうけたもの（原本）

ア 横浜市住宅除却補助事業 補助金交付決定通知書（第 4 号様式）

イ 横浜市住宅除却補助事業 補助金交付変更決定通知書（第 11 号様式）

ウ 横浜市住宅除却補助事業 全体設計承認・不承認通知書（第 7 号様式）

エ 横浜市住宅除却補助事業 全体設計変更承認・不承認通知書（第 13 号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業
除却工事取止め承認通知書

年 月 日に横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により申請がありました除却工事の取止めについては、同要綱第 15 条第 3 項の規定により次のとおり承認しましたので、通知します。

No. _____

1 除却工事の取止めに係る建築物等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	

2 補助金交付決定通知書番号及び全体設計承認・不承認通知書番号

補助金交付（変更）決定 通知書番号	年 月 日 第 号
全体設計（変更）承認 ・不承認通知書番号	年 月 日 第 号

横浜市住宅除却補助事業 完了実績報告書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

報告者（申請者） 千
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定、又は、第 12 条第 2 項の規定による補助金交付変更決定を受けた次の建築物の除却工事について、同要綱第 16 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて、除却工事に係る事業の実績を報告します。

No. _____

1 報告を行う実績（該当に○）

	除却工事に係る事業の完了
	本年度の事業の出来高の完了（※ 第 2 面を提出してください。）

2 補助金交付決定及び全体設計承認を受けた建築物等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定通知書番号		年 月 日 第 号
全体設計（変更）承認・不承認通知書番号		年 月 日 第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

3 除却工事に係る事業の完了日

年 月 日

4 添付資料

- (1) 除却工事完了後の写真
- (2) 除却工事費用に係る請求書又は領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 17 号様式 第 2 面（第 16 条第 1 項関係）（単年度申請の場合は、第 2 面の添付を省略できます。）

5 除却工事に要する費用及び補助金申請額等（税抜）

	本年度出来高	全年度出来高
工事費用	円	円
上記のうち除却工事に要する費用	円	円
上記除却工事に要する費用の 1/3	円	円
補助限度単価の積算額	円	円
補助金限度額	円	円
補助金申請額	円	

6 除却工事業者への支払い状況（全年度分）（事業に係る補助金を一括で請求しようとする場合は記入不要です。）

事業 内容	契約日	契約金額 （円）	支払（予定）日	支払金額（円）
除 却 工 事				

7 補助金受入調書（全年度分）（事業に係る補助金を一括で請求しようとする場合は記入不要です。）

補助金交付決定日	補助金交付決定額	補助金受入（予定） 日	補助金受入（予定） 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
計	円	計	円

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業
補助金額確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した次の建築物の除却工事に要する費用に係る補助金の額を、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により次のとおり確定しましたので、通知します。

No. _____

1 確定補助金額及び補助金額確定を行う建築物

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
確定補助金額		円

2 補助金額の確定に係る実績（該当に○）

	除却工事に係る事業の完了
	本年度の事業の出来高の完了 ※ 全体設計の承認を受けた場合で、かつ、事業が完了する年度を除く年度において補助金の交付決定を受けた場合のみ

3 補助金の請求及び補助金交付後の処理等

- (1) この通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（第 19 号様式）を市長に提出し、補助金の請求を行うこととする。（交付は口座振替による。）
- (2) 申請者は交付される補助金を交付の目的以外に使用してはならない。当該補助金が目的外に使用された場合は、市長は、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 12 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定、第 9 条第 1 項に規定する全体設計承認、又は、第 13 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金を交付した者に補助金の返還を命じることができる。
- (3) 完了実績報告書に、除却工事に要する費用に係る領収書等を添付していない場合は、支払い後に速やかに領収書等を提出するものとする。
- (4) 申請者、除却工事業者は、要綱による補助金の執行に関し、要綱第 21 条に規定する市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。
- (5) この要綱に係る関係書類を事業の完了後 10 年間保存しなければならない。

(A 4)

横浜市住宅除却補助事業 年度 補助金請求書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

請求者（申請者） 〒
住所
氏名
電話 （ ）

横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により補助金額確定通知を受けた除却工事に要する費用に係る補助金を、同要綱第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

No. _____

建 築 物	所在地（地番表示）										
	構 造 及 び 規 模	造 階建て									
	所 有 者 氏 名										
補助金額確定通知書番号		年 月 日 第 号									
除 却 工 事 に 要 す る 費 用 に 係 る 補 助 金 請 求 額		百 万	千	円	円						
振 込 先 金 融 機 関		金融機関名		銀行・金庫・組合 支店							
		口 座 番 号		□普通 □当座							
		口座名義人		フリガナ							

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業
補助金交付決定取消通知書

次の建築物の除却工事に要する費用に係る補助金交付決定について、次の理由により、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

No. _____

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更） 決定通知書番号		年 月 日 第 号
取消年月日		年 月 日
取消内容		
取消理由		

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市住宅除却補助事業
全体設計承認取消通知書

次の建築物の除却工事に係る全体設計の承認について、次の理由により、横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

No. _____

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	造 階建て
	所有者氏名	
全体設計（変更） 承認・不承認通知書番号		年 月 日 第 号
取消年月日		年 月 日
取消内容		
取消理由		